

令和8年2月12日

第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後3時開会

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより令和7年度第3回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。また、日頃より、世田谷区の男女共同参画及び多文化共生の施策に御理解、御協力いただきまして、重ねて御礼申し上げます。本日、司会進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

○生活文化政策部長 皆様こんにちは、本日も大変お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。日頃より、世田谷区の男女共同参画及び多文化共生の施策に御理解、御協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

本日は、まず、この間、男女の部会、多文化の部会それぞれで行ってきた御報告等々がございますけれども、男女の部会については初めて多文化のほうのものを見て、また、多文化の部会については初めて男女の部会のもを御覧になるということで、それぞれの部会の立場から御意見を頂戴できればと思っております。男女の部会については多文化の目線でも見ていただきたい、また、多文化のほうも男女の目線でも見ていただきたいというお願いでございます。

本日は協議事項2件、報告事項が3件でございます。この間の部会の意見は一応反映して審議会に臨んでいるところですが、その点について報告・協議事項になってございます。特に（仮称）第三次男女共同参画プランの骨子案につきましては、審議会に御意見を頂戴した後、4月にかけて庁内の会議にも諮っていく段取りになってございます。また、多文化共生プランも来年度より次期プランの策定に向けた本格的な検討が始まりますけれども、それに先立って世田谷区における外国人区民の意識・実態調査を行う予定になってございます。それぞれから御意見をいただいて、両プランの策定に向けて、審議委員の皆様より忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。限られた時間ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、会議開催に際しまして3点、いつものとおりでございますけれども、お知らせがございます。まず第1に、この審議会は傍聴を認め、公開で行います。本日も傍聴の方がお見えになっております。2点目、審議会での議事について、議事録や当日の資料等

を区のホームページ等で公開いたします。そのため速記事業者が入りまして録音もさせていただきます。3点目、また、内部の記録用として写真の撮影をすることがございます。どうぞ以上の3点につきまして御了承いただきますようお願いいたします。

また、本日、(仮称)第三次男女共同参画プランの策定支援をいただいている株式会社都市環境計画研究所の方々が同席させていただいております。よろしくようお願いいたします。

本審議会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日は1名が御欠席との連絡をいただいております、あと3名が遅れていらっしゃるかと伺っております。委員14名が御出席でございますので、会議は成立しております。

続いて、議事に入る前に、お配りした資料の確認を簡単にさせていただきます。机上の資料を御確認いただければと思います。まず、資料1が(仮称)第三次男女共同参画プラン関係で、1-1が体系案、1-2が概要資料、1-3がかなり分厚い冊子で計画骨子(案)。それから、資料2は外国人区民の意識・実態調査関係ですけれども、令和8年度世田谷区における外国人区民の意識・実態調査の調査票(案)、2-2が分析項目一覧(案)、2-3が世田谷区内在住外国人の状況についてでございます。資料3は「これからの国際交流のあり方」の見直し検討状況について。資料4、世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者の選定結果について。資料5は区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査の関係でございます、5-1が集計結果について、5-2が報告書速報版でございます。最後に意見・質問票をつけております。

それから、情報提供としまして「大切な“あなた”に向けたサポートブック」という小冊子。こちらは、人権・男女共同参画課で女性支援を担当しております、困難な女性への支援ということで、今回「すべての女性へ」ということで女性全体を網羅し、かつ若年女性も意識しまして、居場所とか勉強を教えられる場所とかを含めて初めて冊子にまとめたものでございます。こちらは福祉保健領域との連携で当課が作っております。

それから、第9回せたがや国際メッセ、第7回ホストタウンコンサートを2月28日土曜日、イーグレットホールでいたしますというチラシの御案内でございます。皆様、資料の抜けはないでしょうか。

それでは、議事に移りたいと思います。会長に進行をお願いいたします。

○会長 それでは皆様、本日も御協力をよろしくお願いいたします。

早速ですが、2の議事に入らせていただきます。

(1)「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の骨子案についてでございますが、まず事務局から説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の骨子案について御説明させていただきます。

お配りしている資料1-1から1-3までが説明に使う資料となりまして、まず初めに体系案について御説明させていただきます。

資料1-1です。こちらでは表が3つありまして、真ん中に前回の第2回審議会でお示しした体系案がございまして、一番右側に(仮称)第三次男女共同参画プランの今回お示しさせていただく修正案となっております。

では、体系案の修正点を簡単に御説明させていただきます。まず、今回の修正に当たっては赤字の箇所が多くなっておりますが、全体的に表現を整理させていただきまして、前回の案ですとかなり簡単にまとめたタイトルになっていましたが、そちらに肉づけするような形でタイトルを修正させていただいております。

また、全体の体系について変えたところは、2の「性別や年齢にとらわれない多様なライフデザインの実現と支援」の②「ひとり親家庭が安心して生活できる環境づくり」は、前回、こちらにはありませんでしたが、追加させていただいております。

1枚目の全体的な枠組みについて変えた点は以上となりまして、あとは4の「男女共同参画センター『らぷらす』の機能強化」は項目を整理して3つにまとめています。

続きまして、2枚目の体系案に進みまして、紫色で示している基本目標Ⅱの修正点につきましても、全体的に言葉の整理をして、言い回しを修正しております。

6の「配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実」は、前回8項目あったのを、項目を整理して4つにまとめております。

7の「困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援」につきましても、4項目を整理して改めて位置づけております。

続きまして、黄色い表の基本目標Ⅲについてです。こちらは少し項目をいじっております。まず、9の「性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援」で、前回で9の①、②と11の理解促進と支援を統合しまして、9に位置づける形となります。

青字の④、⑤、⑥につきましては、前回の男女共同参画推進部会で御意見をいただきまして、こちらは最初、④、⑤、⑥をまとめた形で作っていましたが、取組をまた細分化して④、⑤、⑥と位置づけています。

続きまして、10の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進」は、前回、9の③に位置づけていたものを新たに項目立てしてこちらに位置づけております。

続きまして、11の「性差に応じたところと身体健康支援」は、前回、中身については調整中としておりましたが、今回新たに①、②と施策を位置づけております。

「推進体制」につきましては、方策1でジェンダー主流化を「『世田谷版ジェンダー主流化』の推進」と言葉を整理しております。あとは軽微な文言の修正となっております。

体系案につきましては、簡単ですが説明は以上とさせていただきます。

続きまして、プランの骨子案についてです。

資料1-3が骨子（案）となっておりますけれども、こちらを全部説明しているとかかなりの時間を要してしまいますので、資料1-2の概要資料で概要を説明させていただきます。

資料が行ったり来たりしてしまいますが、まず、全体像については資料1-3で最初に説明させていただきます。資料1-3の表紙をめくると目次のようなページがございます、こちらが計画の枠組みとなりますが、3つのセクションに分かれております。まず「計画の概要」がございます、その後に「推進の方向性」で、「計画の内容」という枠組みとなっております。

2ページにお進みください。「計画の性格・位置付け」になりますが、(2)から(6)に記載のように、法令で定める区市町村計画という位置づけになっております。今回、第三次プランでは、(6)にありますように、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の第8条第3項に定められた市町村推進計画ということで新たに位置づけていきたいと考えております。

続きまして、「計画の期間」につきましては、令和9年度から13年度までの5年間となっております。令和14年度から世田谷区の基本構想と基本計画という上位計画が新たにスタートしますので、こちらの男女共同参画プランも、令和14年度からまた新たなプランをスタートするために5年間の計画としております。

「計画の基本理念」につきましては、まだ部会でも御意見をいただいているところですが、仮でこのように記載させていただいております。

続きまして、「推進の方向性」ですが、「ジェンダー平等の推進」ということで、地域におけるジェンダー平等を推進するために、職員それぞれがジェンダー平等の意識を持ち、施策を展開していく必要があると考えております。こういった理由から、こちらの図にあ

りますように、緑色の部分で、世田谷区庁内において世田谷版ジェンダー主流化というものを進めてまいりまして、地域におけるジェンダー平等の実現につなげていきたいと考えております。

ここで世田谷版とついでいる理由としては、今後、ジェンダー平等ガイドラインを作成したり、ジェンダー平等アドバイザーを設置したりということで、世田谷区ならではの取組を行いながらジェンダー主流化を進めていきたいと考えておりますので、世田谷版と銘打っています。こちらの「推進の方向性」につきましては、第三次プランから新たに位置づけている項目となります。

あとは計画の体系などは先ほど御説明したとおりなので、それでは資料1-2でプランの内容を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

ここから駆け足になりますが、記載している事項について御説明させていただきます。まず、「基本目標ごとの課題と推進体制の方策」について、基本目標I「男女共同参画の総合的推進による自分らしい生き方の実現」については、課題1から4を位置づけております。

課題1の現状と課題につきましては、女性活躍の現状では、世界水準で見ますと、政治・経済分野などが目標に達していないなど課題がある状況となっております。また、女性は家事、育児、介護等の負担が大きく、また一方で、男性は家族を養う経済力や仕事優先が求められるなどの現状は依然としてあります。こうした固定的な性別役割分担意識の解消を図るために、事業者とか若い世代を含め意識啓発が求められていると考えております。

続いて、課題2です。人生100年時代を迎える今、長期的な視点でライフデザインを考えていくことが重要であると考えております。ライフデザインを考えていく上では、自らが希望するワーク・ライフ・バランスの実現も重要となりますので、両立支援に関する制度整備や支援の充実が求められると考えております。また、地域活動への参画支援とかキャリア教育も充実していきたいと考えております。

続きまして課題3、女性の出産・子育て期における就業率の低下は徐々に解消されている状況にあります。ただ、20代をピークとした正規雇用率の低下は依然として大きい状況にあります。

また、防災の分野に関しましては、近年ですと、大規模な自然災害に伴い、災害支援や避難所運営において、女性をはじめとした多様な視点を引き続き取り入れていくことが重

要と考えております。

課題4についてです。令和6年度に実施した男女共同参画に関する区民意識・実態調査によると、らぷらすを「知っている」と回答した人の割合は17.3に%にとどまっております。認知度向上に向けた取組が課題となっております。また、区における男女共同参画推進拠点としての機能を強化していくことが求められていると考えております。

続きまして、基本目標Ⅱ「あらゆる人の人権や尊厳が守られる支援の強化」についてです。

課題5についてです。令和6年度に実施した男女共同参画に関する区民意識・実態調査によると、DV防止法の内容まで理解している人は約半数にとどまっております。暴力やハラスメントは許されない行為であるという認識を広げ、社会において醸成していくことが重要となっております。近年では若年層のSNS等を通じたデジタル犯罪も増加傾向にありまして、時代に即応した取組が求められております。

課題6についてです。こちら、昨年度実施した区民意識・実態調査によりますと、DVや性暴力、児童虐待への対応が不十分と感じている区民は多くおりました。また、区では、配偶者暴力相談支援センターにて支援を行っているところでありますが、現在、相談件数は増加傾向にあります。また、複数の課題が関係して、継続的な支援を必要とする場合が多いことなどが傾向として分かっております。

課題7についてです。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を受けまして、令和7年3月に、世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針を策定しました。この方針を踏まえた取組を現在推進している状況です。DVを含む複数の問題を抱える場合が多くなっておりまして、女性相談支援員の体制強化、人材育成などが急務となっております。

続きまして、課題8についてです。性犯罪、性暴力の性質として、被害を周囲に知られることにすごく不安を感じている方が多くいらっしゃる状況から、すぐに相談につながりにくい傾向があります。ただ一方で、都道府県のワンストップ支援センターの相談件数は年々増加傾向にあります。こうした中、区では、世田谷区犯罪被害者等支援条例を令和7年4月に策定いたしまして、性犯罪に遭われた方に対して様々な支援を行っているところであります。

続きまして、基本目標Ⅲ「多様性や違いを理解し、尊重し合える社会の構築」についてです。

課題9です。こちら昨年度実施した区民意識・実態調査によりますと、性的マイノリティという言葉の認知度は約95%と上昇しております、区民の意識が着実に変わってきていることがうかがえます。一方で、「性のあり方は個人の趣味・嗜好によるもの」という誤った認識が56.5%と依然として高い割合にありますので、より一層の周知啓発に取り組む必要があると考えております。

課題10についてです。自分も相手も大切にするために、思春期からの性に関する知識や意識に関する教育はもちろんのこと、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考えていくことが重要であって、また、そういう取組を行っていきたいと考えております。

課題11についてです。女性、男性それぞれ特有の健康課題について、女性ではキャリア形成期、また、仕事で責任を負う時期に生じることが多いのに対して、男性は役職定年から定年に差しかかる時期において生じていることが分かっております。男女それぞれが抱える健康課題について、お互いが理解すること、また、職場では仕事との両立支援を図っていくことが重要であると考えております。

基本目標が3つありまして、下に「推進体制」とありまして、庁内において世田谷版ジェンダー主流化を推進していくために方策を3つ位置づけております。

まず、方策1は「ジェンダー平等推進のための整備・強化」で、庁内におけるジェンダー主流化、EBPMの推進を図るため、庁内体制整備・強化をしております。庁内におけるジェンダー主流化を進める上での必要な根拠となるジェンダー統計を活用して、EBPMに基づく施策展開を図っていきたいと考えております。また、PDCAサイクルによる実施、改善によって、庁内や地域におけるジェンダー平等を推進していきたいと考えております。

続いて、方策2の「区職員の男女共同参画推進」についてです。区内最大規模の事業者として、区内事業者に先駆け、全ての職員が働きやすい環境づくり、女性活躍推進、両立支援、ハラスメント防止、多様な性に対する理解促進について取り組んでまいります。

続いて、方策3の「多様な視点や連携による施策の充実」についてです。世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づきまして、男女共同参画と多文化共生の取組を情報共有しながら連携を図りまして、PDCAサイクルを通じてプランを推進していきたいと考えております。また併せて、区内市民団体との協働、国、都や他自治体との連携を強化しまして、多様な視点の下、総合的かつ計画的な施策の充実を図

っていきたいと考えております。こちらが現状と課題となります。

2枚目に、今後の「施策の方向性」についてを記載しております。こちらも駆け足になりますが説明させていただきたいと思っております。

まず、基本目標Ⅰの課題1につきましては、区民や子ども、若者世代、事業者に対して、主に固定的な性別役割分担意識の解消に関する周知啓発に力を入れていきたいと考えております。

課題2につきましては、育児、介護等の負担を軽減するための支援、また、多様なライフデザインを描くための働き方、地域活動への参画支援、キャリア教育やライフデザインの形成支援を進めまして、事業者にも働きかけを行ってまいりたいと思っております。また、ひとり親家庭の支援についても、らぶらすや主要所管課と連携し、実施してまいります。

課題3については、非正規労働者のスキルアップ支援やライフコース、ライフステージに応じた働き方の支援を行うとともに、事業者への働きかけや、地域、防災分野における女性の参画促進を図ってまいります。

課題4につきましては、社会情勢や区民ニーズを捉えた事業を引き続きらぶらすで実施していくとともに、区民の主体的な活動拠点としての充実や、区関係所管などとの連携によりまして、地域におけるジェンダー平等を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、基本目標Ⅱについてです。

課題5については、暴力となるものについての啓発ということで、何が暴力に当たるのかというところの啓発を図っていくとともに、アクティブ・バイスタンダーとしての意識醸成に向けた取組を推進していきたいと考えております。また、子どもや若者を対象に、デートDVや性犯罪を主とした暴力の防止と、デジタル性犯罪などを含むインターネットやSNSリテラシー向上に向けた啓発を行っていきたいと考えております。また、事業者に対しては、ハラスメント防止に向けて、講座情報の提供とか、相談窓口の周知などを行ってまいります。

続きまして、課題6については、相談しやすい環境づくりや、安全確保と生活再建に向けた支援を引き続き行っていくとともに、関係機関との連携や児童虐待防止の取組などとの連携を進めまして、より充実した支援を行ってまいります。

続きまして、課題7です。研修の体系化や専門職の設置による女性相談支援員の質の向上を図るとともに、居場所の創出や生活力向上支援を行うなど、支援の充実を図ってまいります。また、独自の支援を強みとする民間団体や関係機関との連携、国、都や他自治体

との連携も進めてまいります。

続いて、課題8についてです。相談窓口の周知と支援を実施していきます。——すみません、こちらは「国」です——また、国と都との連携や、特に地域医療、関係機関との連携によりまして、地域におけるより充実した支援を実施してまいります。

続きまして、基本目標Ⅲについてです。

課題9ですが、今後は、子どもや若者、事業者への啓発にも力を入れていきたいと考えております。また、避難所運営や災害対応において、多様な視点の一つとして性的マイノリティの視点を取り入れられ、適切な配慮がなされるよう、引き続き関係機関と連携して調整をしてまいります。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度向上に努めるとともに、性的マイノリティが直面する様々な困難さを軽減、解消するための相談体制、居場所づくりの充実などを図ってまいります。

続きまして、課題10についてです。子ども、若者への年代に応じた性教育の普及に取り組んでまいります。また、若年層だけではなく、生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて考え、学ぶ機会を創出していきたいと考えております。

課題11についてです。従業員のウェルビーイングを高めるための健康経営の重要性について、事業者への周知啓発を図っていくとともに、性別やライフステージに応じた健康課題への取組を実施していきたいと考えております。また、今後ひもづける事業といたしましては、特に更年期障害、生理、妊活、不妊治療や自殺について取り上げていきたいと考えております。

それでは最後に、「推進体制」についてです。方策1ですが、世田谷版ジェンダー主流化の考え方を庁内へ浸透させるとともに、ジェンダー統計を活用した施策展開を図ってまいります。ただ、ジェンダー統計の活用に当たりましては、性別情報の収集について考え方を整理しまして、性的マイノリティの方々への配慮に留意しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、方策2についてです。職員一人一人にジェンダー平等の意識が根づくように、庁内発信や研修、周知啓発などを行ってまいります。また、テーマごとに職員の意識やニーズを捉え、関係所管課と連携し、取組を推進してまいります。

続きまして、方策3についてです。こちらの審議会と同部会で意見をいただきつつ、国、都や他自治体との連携、情報提供を通じて、より充実した施策を検討してまいります。また、地域におけるステークホルダーとなるような団体にも、ジェンダー平等の視点

を持ってもらえるよう周知啓発をしていくとともに、新たな担い手となる団体を発掘、育成し、地域におけるジェンダー平等を進めていきたいと考えております。

駆け足になりましたが、骨子の概要につきましては以上となります。

前回の男女共同参画推進部会でいただいた意見の中で反映させていただいた点がありますので、簡単に説明させていただきます。

すみません、また資料が行ったり来たりですが、参考で資料1-3の8ページをお開きいただいて、一番下に「ライフデザイン」で、その説明が入っていると思いますが、前回の男女共同参画推進部会で、用語解説があったほうがいいのではないかと御意見がありましたので、主立ったものについて、各ページに必要な箇所に用語解説を入れております。

続きまして、14ページをお開きください。上から丸5個目に「それぞれのワーク・ライフ・バランスを実現させていくには、多様化する個人の生活スタイルや雇用形態にとらわれない」という記載がありますが、前回の部会で、フリーランスの方などについても取組が必要ではないかという御意見がありましたので、この中の「雇用形態にとらわれない」のところそのニュアンスを出していますが、この後、国とか都の適切な統計があるかというのは、引き続き調べていきたいと考えております。

続きまして33ページ、上から丸4つ目、黄色のマーカ―と赤字で書かせていただいたんですけれども、最近は、インターネットやSNSなどの普及によりまして、リベンジポルノとか生成AIを悪用したディープフェイクポルノなどの被害もあるということで、これらを総称しまして「デジタル性暴力」というワードを入れたほうがいいのではないかと御意見もありましたので、こちらにその記載をしております。

続きまして、62ページをお開きください。「性の多様性に関する理解促進と性的マイノリティへの支援」についてですけれども、先ほどの体系案でも御説明いたしましたが、4、5、6の性的マイノリティの方々への取組について細分化してこちらに記載したのと、あとは67ページもこれに従いまして、こちらも「施策の方向性」としまして4、5、6を追記しております。

また、3にありますように、求職時におけるソジ・ハラスメントも問題になっていきますので、こちらを追記させていただいております。

最後に、84ページをお開きください。2「EBPMに基づくジェンダー統計の活用と政策立案」で、前回の部会でインターセクショナルリティという視点も重要ではないかという御意見をいただきまして、ジェンダー統計を分析するに当たっては、やはり性別だけでは

なくて、年齢、国籍、性自認・性的指向などを包括的に検討を進めていったほうがよろしいかとこちらも考えまして、こちらにその旨を記載させていただいております。

すみません、駆け足になりましたが、前回の部会を踏まえた修正点は以上となります。まだいただいた御意見で修正できていない点もありますが、それはこれからの素案と案の段階で、また対応させていただきたいと思います。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などありましたらお願いいたします。積極的に御発言をお願いいたします。

○委員 御説明いただきましてありがとうございました。2点ございまして、1点目が計画骨子（案）の4ページですけれども、推進体制の位置づけについて少しお伺いしたいと思っております。現状ですと基本目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの下に並列で並べていただいていると思うんですけれども、例えば4ページの右側の課題の部分につきましても、推進体制については課題を書いているのではなくて方策を書かれていたり、並列になっているものというよりは、全てを支えるものという意味合いで取っておりますので、もしよろしければ、少しこの位置づけの御検討をいただけたらと思っております。

もう一つが資料1-1でございまして、今回、新規の項目立てをさせていただいた中に、基本目標Ⅲの課題10に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進」と新規で立ていただいていると思いますが、これ自体は計画骨子の68ページに具体的に性と生殖に関する健康と権利であるというもので背景や中身が書かれていると思うんですが、もしかしたら区民の方が御覧になったときに、皆様に等しく認識されている言葉なのかどうか少し分からないところがございまして、そのあたりも、そういった観点で、少し表現の御検討をいただけたらありがたいと思ったところでございます。

○会長 推進体制の描き方ですね。ほかの絵では緑色のものが下になっているものもあるんですが、この4ページは違って並んでいるという点と、もう一つは、リプロダクティブ・ヘルス/ライツはほかのページに説明があるようですが、それでよいのかどうかも含めてお願いします。

○事務局 ありがとうございます。推進体制の表現は、委員がおっしゃるように、ちょっと見せ方は考えたいと思います。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの言葉自体も、この体系の時点でなかなか分からない方もいらっしゃるかなと思いますので、ここも用語解説をどういう感じを出して

いくか、考えたいと思います。

○会長 今、解説が62ページにあるんですね。

○委員 62ページにもございまして、68ページにも詳しく。

○会長 出てくるのはかなり前から出てくるので、いつ、どの段階で用語解説を入れるかちょっと御検討いただいて、途中で分からないまま読み進めることがあまり起きないような、あるいは何ページに解説したという解説を前のページに入れておくような御配慮をいただければと思います。

この点、いかがでしょう。用語解説についてはかなり重要だと思います。大変片仮名が多い骨子案になっておりますので、読みやすさをなるべく優先して、皆さんに分かりやすい第三次計画であるべきだと思います。今のでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 そういう点で、もっとここは説明が要るのではないかという御意見もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○副会長 3点お伺いしたいと思います。1つ目は、世田谷版ジェンダー主流化というのが目に留まったんですけれども、先ほどの御説明だと、これからガイドラインをつくったり、アドバイザーを設けたりして力を入れていくという意気込みを感じたんですけれども、内容的にいうと、世田谷版ジェンダー主流化というのはこんなところが違うとか、ここに力点を置いているとか、そういうことがあるのかどうかお伺いしたいのが1点です。

2点目に、基本目標Ⅲ「多様性や違いを理解し、尊重し合える社会の構築」で、実際、中身、課題9・10・11を読むと、これは性の多様性や違いということなのかなと思ったんですけれども、ここはあえて多様性と広く置いているという趣旨なのか、お伺いしたいと思います。

3番目には、まだ骨子は全部目を通していませんが、我々は多文化共生の部会なので、外国人住民への配慮ということが特に気になるポイントではありますが、例えば相談事業などでの多言語や多文化への配慮という観点は入っているのでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。まず1点目のジェンダー主流化の世田谷区ならではのポイントについてですけれども、まだこちらの骨子案には反映できていないんですが、庁内の意識啓発というところから、基本に立ち返って着実に進める必要があるなというのを今ひしひしと感じておまして、今回の計画が5年計画になっておりますので、その各年でどこまで達成していくかという目標を定めて、どんどんステップアップしていくような

仕組みというか、目標を定めていきたいと思っております。ただ、その各年でどこまで達成するかというのは、素案と案に向けて改めて検討していきたいと思っております。その辺を具体的に示すというのは、ほかの区ではあまり見受けられないかなという印象を受けました。まず1点目についてはそのような説明とさせていただきます。

また、基本目標Ⅲの多様性と使っている言葉の趣旨についてですけれども、確かに多様性と言うと広く捉えられるかなと思いますが、男女共同参画プランの中で多様性ということを取組を推進していくとすると、いろんな時点の性の多様性とか、あとは体の違いといったようなところに視点を置かせていただいております。

あとは3点目の相談のときなどの多言語化の対応については、ちょっとまだ骨子案の中では見えてきていない部分ではあるんですけども、これから素案に向けて具体的な事業をひもづけてまいりますので、その中で多言語化の対応も事業の一つとして位置づけられるのではないかなと考えております。

○会長 ちょっと気がついたんですけども、身体とか性の多様性というのは文化によって随分評価が違うとか、考え方が違うとか、そういうこともありますよね。そういうことについても配慮をしていただいたほうがいいのかもしいかなとちょっと思いました。例えば台湾には生理の博物館があるとテレビでやっていました。真っ赤な部屋で、ここで血が流れてとか子宮がどうのとか、そういうのをやれてしまう文化と日本だと、大分状況が違うなと思ったり、いろいろなことがあるので、もし外国人の方たちが御相談に行きたいと思ったら、そういうことに対する知識もある程度、皆さんには持っていただいたほうがいいのかと思いました。

だから、身体とか性差とか性の多様性に焦点を置くのはしようがないとしても、それ自体が文化によって全然違うという観点で見る必要があるのかなと。そういう意味では相談の内容もかなり違ってくる。日本に長く住んでいる日本の考え方の方が考えるのと、そうではない方とでは、また違うんじゃないか、問題も違うんじゃないか。

あと何かいかがでしょう。いろいろ出てまいりました。確かに多文化共生の方と一緒に議論する機会はありません。

○委員 最後の88ページ、施策の充実の3「男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力」とあります。具体的にこの市民活動団体というのは既にリストアップされているのでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。男女共同参画の分野では、そういった見識、知見のある団体をリストアップしていないので、今回のプラン策定に向け、力強く活動されている団体なども探しながら、協力してやっていけるといいなと思います。ありがとうございます。

○委員 子ども目線からの視点ですけれども、子どもたちのメンタルを守るとか性的被害から守るといような視点も幾つか取り入れているかと思うんですけれども、今、多くの海外では、例えば16歳未満はもうSNSを使ってはいけないとか、教育の場ではiPadを使ってはいけないというような動きが見られまして、そのようなことによって少し守られてくるのではないかというような意見があると思うのですが、世田谷ではその逆の流れがあるんじゃないかなと思ひまして、小学校ではiPadを積極的に使われているとか、そういったものが不注意に逆に被害の媒体になってしまっていないかというような危惧があるんですけれども、それについてどのように評価しているか、教えていただければと思います。

○事務局 今、小中学校ではタブレットが配られまして、どんどんインターネットなどが普及している中で、逆にリテラシーのほうはまだ追いついていないんじゃないかということを感じているところでしたので、今回のプランで新たに入れさせていただいたところですが、やはりこれから教育委員会とも連携して、どういう取組ができるのかを具体的に考えていきたいと思ひしております。ありがとうございます。

○会長 我々も、少しですけれどもいろいろ検討したんですが、それで骨子（案）33ページに少し入っているんですが、やはり心配な点はかなりあると思ひます。本日も日大附属高校か何かの話が出ておりましたが、これは普通にあるみたいで、私は女子大で教えていて、そういう話を随分聞きました。上半身裸の写真を送るとボーイフレンドが来る、許せないと怒っていました。また、もらったやつを平気で外に流す。とても英雄みたいな感じになるみたいで、ほら、僕の彼女から来たぞとみんなに見せて、それをみんなに流しちゃう。そうすると送られたほうは物すごく恥ずかしい思いをするという被害に遭っちゃう。これがごく普通に起きると何年か前の女子大の授業で聞きまして、先生、こんなことが普通にやられているんですよと言われて驚いたことがあったんです。あれはたしか高校生だったかな、そういうことがもっと若い段階で起きていますので、どうしたらいいかというのは非常に大きな問題だと思ひます。

何かこれについて御意見ございますか。今、33ページの書き方で、何とかこれで少なく

とも問題に関心を持ってもらおうということで入れているんですね。それが外国では、何歳以下の人はスマホを持たない、タブレットを持たないというようなどころもかなり出てきているようですね。まだ日本ではそういうことはない。親による規制とか、そういうことで何とか規制をかけて、そういうことで対応しようとしているんですが、果たしてそれでいいのかという議論は今後も続いていくと思います。かなり被害が起きているということです。

○委員 教育委員会のほうでということがありました。学校の地域運営学校は今後ちょっと形態が変わってくるかもしれませんが、学校評価とか学校運営委員会の中で、タブレットの使い方、携帯の使い方については、保護者から意見が上がってきています。そういったことがどこまで表面に出てくるのか、私も関心があるところです。世田谷版ということでみんなでやっていこうという場合に、世田谷の小中学校は合わせて90校を超える学校数になるので、この学校評価、学校運営委員会もその数になるということなので、どんな意見があるのかについて調べていただくのも一つかなと思います。

それからもう一つ、私ども、人権教室というのをさせていただいています。これは2通りの方法があって、法務局のほうへお問合せがあってさせていただく場合と、私どもがじかに承ってさせていただく場合がありますが、その中で、このSNSについてしてほしいという御要望が増えてきております。このSNSについては、世田谷独自に私どもで工夫してやってみようということのでつくった経緯もありますので、そういったことも世田谷の中でしている。遅々とした一步一步ではありますけれども、そういう現状があるということだけ御報告を申し上げたいと思いました。

○会長 どうもありがとうございました。

今、御報告ということで情報提供がございましたけれども、このことでもほかのことも結構です。そろそろお時間になっているんですが、いかがでしょうか。どんなことでも結構です。

○委員 皆様いろいろお考えになっていてすばらしいなと思って、ちょっと1点聞きたいのですが、基本目標Ⅲの多様性の違いのところですが、「避難所運営や災害対応において、多様な視点のひとつとして、性的マイノリティの視点を取り入れられ」というのはどこまで進んでいるのか。私は長い間、避難所運営委員ですがけれども、全く取り入れられていません。だから、どこの視点で、どんな指導が入ってくるのか。その視点で私たちは委員会を考えていかなければいけないと思うんですが、周りの避難所運営委員の動きを

見ていると、ここに到達するまでにはかなりほど遠いのではないかと感じているものですから、区としてはどこまで進んでいるのかお聞きしたいと思いました。

○会長 いかがでしょうか。この場でお答えいただけるとありがたいです。

○事務局 ありがとうございます。防災計画のほうには、女性とか性的マイノリティの方の視点を取り入れていくと定められてはいるんですけども、実際のところ、委員がおっしゃるように、現場レベルまではまだ落とし込まれていないのが世田谷区の現状かと思っておりますので、その点も現場に伝わっていくように、もう少し所管課とも具体的に考えていく必要があるかと思っておりますので、また今後の検討の中で考えていきたいと思っております。

○会長 大変残念ですが、これからの課題が大変大きいということが分かりました。

今の点でも結構ですし、ほかの点でもいいですが、いかがでしょう。

そうしましたら、今20分ぐらい御議論いただきましたので、よろしければ次の協議事項に移っていきたく思うんですが、いかがでしょう。御意見ございましたらお願いします。

よろしければ、協議事項の(2)に進みたいと思います。(2)令和8年度「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」調査票案及び分析項目についてです。

このことについて事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 文化・国際課国際・多文化共生担当係長から御説明させていただきます。

令和8年度「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」調査票案及び分析項目についての御説明でございます。

お手元に資料2としまして3種類お配りさせていただいております。こちらが先日開催した第3回多文化共生推進部会で委員の皆様にご議論いただいた点を反映した資料となっております。

まず、資料2-1を御覧いただきたいと存じます。こちらは本調査で使用する調査票案となっております。昨年の第2回部会及び第2回審議会にて調査項目案を皆様にお示しさせていただきましたしまして、その際に皆様からいただいた意見を踏まえまして、今回調査票案を作成いたしました。変更修正箇所を色分けしてございまして、令和4年度、前回の調査から変更した点が赤字、第2回部会及び第2回審議会以降修正した点が緑字となっております。青字につきましては先日開催された第3回多文化共生推進部会の御意見を踏まえ修正した点となっております。本日はお時間が限られてございまして、第3回部会以降

に修正した点、青字の部分を中心に御説明させていただきます。

まず表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。青字で注釈を記載しておりますが、F3、F5、また、恐縮ですが3ページに飛びましてQ1がございますが、こちらの選択肢は、国籍・地域や在留資格、言語の記載基準を明確にしたいほうがいいという御意見をいただきましたので、区内在住外国人の上位10番目までを選択肢としていまずという旨を青字で更新して記載しております。

また、9ページをお開きいただきましてQ17ですが、それぞれの該当の番号に丸をつけるというもともとの立てつけだったんですけれども、事柄が右側に表示されており分かりづらかったということで、表の整理を行いました。こちらは前回の多文化共生推進部会でお示した案を反映したものとなっております。

続いて11ページを御覧いただきまして、Q23でございますが、世田谷区において外国人住民に対する生活支援が充実していると思うかという質問でございますが、もともとの選択肢が外国人支援について知っている前提となっていたため、どのような支援があるか知らない人と、支援があることは知っているが充実しているかは分からない人が区別できないという御指摘を前回の部会でいただきましたので、そちらが区別できるように、選択肢6としまして「どのような支援があるか知らない」を追加いたしました。

続きまして、14ページを御覧いただきましてQ29でございますが、せたがや国際交流センターの取組に関する質問です。質問文について、もともとは「現在クロッシングで行われている取組の中で、どの取組がより充実していたらもっと利用したいと思いますか」という質問文だったんですけれども、「興味・関心がある取組みはどれですか」というよりシンプルな問いかけに、前回の部会の意見を反映して修正しております。

部会でも御質問いただいたんですが、こちらの設問の意図としては、困り事とかの相談を全部含めまして、現在クロッシングで行われている取組の中で特にどういった取組が求められているのかを把握したいということがございまして、今後、クロッシングは移転するということもありますので、移転した際の今後拡充したい事業展開の参考にしたいということで、こういった選択肢を設けております。

続きまして、15ページを御覧いただきまして、Q31の交流活動についてです。こちらは「f)世田谷区に住む外国人住民への支援活動」という選択肢を追加いたしました。こちらの修正の経緯はQ32と関連するので、順番は前後するのですが、先にQ32について御説明させていただきます。Q32は、もともとは「あなたは、同じ国出身の住民への支援活

動をしたいと思いませんか」というものだったんですけども、こちらの質問の意図としましては、外国人が言語や文化の壁などにより地域で孤立しないように、同じ言語や文化を持つ人同士で支え合う仕組みづくりのためのニーズを図るというもので、同じ国出身でも言語や文化が違うこともあるという御意見も前回部会でいただきましたので、「同じルーツを持つ」という言い回しに修正をしております。

そして一方で、外国人同士の支援において、Q32のような言語や文化が同じというのに限らず、同じ地域に住む人への言語を超えたサポート、外国人の方同士のサポートもあるのではないかと御意見をいただきまして、ルーツとかは問わず同じ区に住む外国人住民の支援活動という方もいるのではないかとすることで「f) 世田谷区に住む外国人住民への支援活動」を追加したような状況です。

主な修正点は以上となります。こちらの調査票案につきましては、本日の審議会での御意見を踏まえまして、今月中に確定したいと考えております。

続けて資料2-2の御説明をさせていただきます。こちらは、調査終了後の報告書作成に当たりまして、設問ごとにどの項目でクロス集計をかけるかを一覧表にしたものでございます。

初めに、クロス集計の主軸について御説明いたします。表の右側にあるクロス集計カテゴリーの欄を御覧ください。前回調査で使用した年齢、居住地域、国籍・地域、在留資格、職業、在住期間、調査票言語のほうかに、新たに今回、性別を加えた8項目をベースとしたいと考えております。

そして、クロス集計カテゴリーの表のうち丸印が入ってる箇所がございまして、その項目でクロス集計をかけることを意味しております。白丸は、前回調査の際にクロス集計をかけまして、今回の調査でも引き続きクロス集計をかける予定の項目。赤丸は、今回の調査で新たにクロス集計をかける予定の項目。青丸は、先日の第3回部会の各委員の御意見を踏まえまして、新たにクロス集計をかける予定の項目を記載しております。バツというのもございまして、こちらは前回調査ではクロス集計をかけたんですが、今回の調査ではクロス集計をかけないということでバツを記載してございます。

前回調査からの主な変更点でございまして、先ほども少しお話しいたしましたが、新たに性別のカテゴリーを追加しております。性別を加えた理由としましては、まず、多文化共生と同じ審議会に属する男女共同参画の部会との連携を図るため、また、区議会議員からも、各種調査における性別の分析についての指摘を受けた経緯がございまして、資料

中段に「日常生活について」という項目がございますけれども、こちらは男女により生活実態や困り事などに違いが出るのではと事務局で考えまして、こちらの日常生活に関する項目で全て性別のクロス集計をかける案にしております。また、先日の部会での御意見も踏まえまして、年齢に関しても、日常生活に関する部分は全てクロス集計をかけることとしております。本日は男女共同参画の部会の委員の皆様もいらっしゃいますので、ほかに性別とこういうものをクロスしたほうが良いといった御意見等ございましたら、ぜひいただければと思っております。

なお、調査結果をより詳細に把握するために、全体的にクロス集計を多めにかける予定としておりますけれども、今後、報告書に掲載できる分量も限りがございますので、全て報告書に掲載するというのではなく、各項目のクロス集計の結果を踏まえまして、掲載内容については改めて検討させていただければと思っております。

最後に、参考資料として資料2-3をお配りしております。こちらは昨年度の第3回審議会でお示した地域別外国人データを更新したものとなっております。先日の多文化共生推進部会でも御報告させていただいたものとなっております。

特徴を簡単に御説明いたしますと、世田谷区の外国人人口は、1年前が2万8110人だったんですけれども、今回、約2700人増加している状況です。

資料における地区名の色分けでございますが、赤字は昨年度よりも比率もしくは人口がそれぞれ上昇している地区、青字は昨年度よりも比率もしくは人口が低下している地区となっておりますが、御覧いただければと思いますが、ほとんどの地区において外国人比率、人口ともに増加している状況でございます。

また、めくって2枚目の資料でございますが、先ほどの表1の地区別外国人比率を5段階に分けて、地図に色づけして落とし込んだものとなっております。5%以上の地区が緑色となっております。昨年度は大原のみが5%を超えていたのですが、今年度は野毛も5%を超える地区となっております。5%を超えたのは、今回、大原と野毛地区という状況となっております。

非常に簡単ですが、資料2-3の説明をさせていただきました。

簡単ですが、以上で協議事項(2)の説明を終わります。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

○委員 御説明ありがとうございます。表もすごく見やすくなったかなと思います。

資料 2 - 1 の 15 ページ、Q31 の交流活動についてですけれども、文章を読めば分かるんですが、「どちらかに○」で 1、2 のどちらかに丸、そして「あてはまるもの 1 つに○」で、可能ならば 1、2 の間を二重線で区切ると見やすいかなと思いました。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

では、ほかのことでいかがでしょうか。御説明について御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

○委員 御説明いただき、ありがとうございました。1 点だけ教えていただきたいんですが、今回、資料 2 - 2 でクロス集計していただく項目を挙げていただいています。そのクロス集計をなさるときに、世田谷区の場合は、例えば在留資格であれば、そもそもその人口に占めるクロス集計をなさろうとしている項目ごとの外国人の方の何割がどういった資格を持っていてみたいか、アンケートに答えた方だけでなく基礎情報があると、そこでそもそも前提として比較がしやすいかなと思ったんですが、これらの情報は、実際、基礎情報としての割合や分布等を何か持ち合わせているものなのではないかというのを伺いたしたいと思います。

○会長 世田谷にお住まいの外国人の方々の、例えば在留資格別の分布とか人数とか地域濃淡とか、そこまで細かくいくか分からないですが、そういうのはあるのか、使えるのかという御質問です。いかがでしょう。

○事務局 ありがとうございます。世田谷区のホームページに統計情報、外国人人口などの情報は載っておりますけれども、在留資格別の情報は内部情報となっています。今回のアンケート調査は各地域無作為抽出で全体で 2000 人というやり方であり、在留資格はその調査で聞くんですけれども、今回の調査報告書を出す中では、世田谷区ではこんな在留資格の割合で、それに対して回答した人はどういった在留資格かどうかなど、そういった出し方は今のところ予定していない状況です。

○会長 だそうでございますが、取りあえずそれ以上の御意見はよろしいですか。どのくらい把握されているかということ、公開と内部だけの情報。それを調査にどのくらい反映するのかということですね。また御意見がありましたらお願いします。

○委員 御説明ありがとうございます。細かい質問が 1 点と、意見というかお願いがもう 1 点あります。

1 つは資料 2 - 1 の 8 ページ、Q16 は、冊子で頂いている前回の調査票ではこの位置に

はなくて、もっと後ろのQ23の世田谷区では生活支援が充実していると思いますかという質問と並んであって、つまり位置が変わっているんですけども、これはどういう御議論があって、どういうことを狙って移したのかを教えてくださいと思います。

もう1つは、先ほどの御発言ともつながるかなと思うんですけども、性別をクロス集計にかけるかというときに、今までジェンダー統計を十分取っていなかったのも、過去の実績を踏まえて選ぶというのができなくて、やってみるしかないんですが、常識的に考えて、何か違いがありそうだなということをやってみることになると思います。その観点からすると、今、「日常生活について」は全項目やってみましょうということなんですが、全項目かどうかは別として、その下の「行政サービスについて」で、例えば期待する取組とか困ったことが性別によって差があることは十分あり得ることですので、もうちょっと「行政サービスについて」とか、その下の「交流活動について」も、この性別をクロス集計のときに入れることがあってもいいのかなと思いました。

○会長 いかがでしょうか。私も似たような意見を持ってまして、何で日常生活に限っているんだろうと。日本語の学習も性別によってかなり違うと聞いてまして、家にいたら出られないとか出にくいとか、子育てしているので日本語を習いに行けないとかいろいろなことがあります、やはり多様なことで性別が関わるので、何で日常生活だけか、女の人は日常生活だけやればいいということかと。すみません、こういうジェンダーを働かせて批判してはいけないですが、つい思ったりして。もう少しいろいろ考えてもいいかなという感じはしましたが、含めてどうですか。

○事務局 ありがとうございます。まず最初の御質問で、4年前の調査ではQ23にあった交流イベントなどを今回Q16に変更した点でございますけれども、こちらはQ15において偏見、差別について質問しているような項目になってまして、今回、Q16も偏見・差別に関する質問になっていきますので、そこのほうに固めたということで、今回、Q16のほうに移動したという経緯でございます。

あと性別の項目は、まずは日常生活に全部クロスをかけている状況ですけども、今回、特に男女部会の皆様の意見を聞いた上で決めていきたいという思いがありましたので、そこで行政サービス等も必要だという御意見をいただいたのと、あと、交流活動についても性別の差がきっとあろうかと思っておりますので、こちらの中項目の「日常生活について」、「行政サービスについて」及び「交流活動について」、「その他」も含めまして、性別の部分もクロス集計をかけてみたいと思います。ありがとうございます。

○委員 御回答ありがとうございます。今の御回答には納得しましたが、ついでと言うと変ですけれども、申し上げておきたいのは、Q15、Q16で世田谷において差別はあるかということを知っているんですね。これは今回直すのをお願いするのではなくて、アイデアとしてどこかに残るといいかなと思って発言するんですが、Q15の(A)で「どのようなときに、偏見や差別を感じましたか」ということですが、世田谷区における調査なので、世田谷の中で差別があったかどうか、世田谷に住んでいて暮らしているときに差別があったのか。

この間の啓発ビデオでもありましたけれども、例えば同性愛者のカップルで、ほかの地域だと住みにくいけれども世田谷に来てよかったという場合には、ほかのところでは差別に遭ったけれども世田谷に来たら遭わないということになるわけです。そもそも世田谷区の調査なので、この差別や偏見を感じたのが世田谷区の中で、世田谷区の行政組織等に関連してのことなのか、そうじゃないのかが分かるといいんじゃないかと思うんですが、これは調査するのは非常に難しいかなと思うので、今どうこうしろということではありません。思いついたので申し上げるだけです。ありがとうございます。

○会長 そうですね、どこでというのはなかなか難しいのでね。いかがでしょう。

○事務局 御意見ありがとうございます。今いただいた御意見、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○委員 ありがとうございます。私は、資料2-1の15ページ、Q31、Q32で確認したいことがあります。まず、Q31の交流活動の経験、意欲ですけれども、f)で世田谷に住むことに限定する必要があるかということです。対象が外国人住民、世田谷区民ということになっているんですけれども、あるとすれば、世田谷で支援活動をしたのかというようなところかと思いました。「世田谷区に住む」は取ってもいいのではないかと思いました。

あと、Q32は部会の中でも随分議論したところかと思うんですけれども、こちらも同じルーツということが多少限定的かなと感じていまして、例えば英語圏であれば隣の(A)の支援活動、同じルーツにこだわらずに支援ができるものだったりということで、「外国にルーツを持つ住民への支援活動」と広げてしまっても設問の意図は変わらないのではないかと感じました。そのあたり、お願いします。

○文化・国際課長 ありがとうございます。Q31のf)に関しては、御指摘のとおり「世田谷区に住む」は取れるのかなと思っております。

Q32の「同じルーツ」という点に関しましては、部会の中でも御説明させていただいた

んですけれども、やはり同じルーツを持つ方に対する支援活動の必要性が指摘されているところがございますので、Q31のほうでは広く外国人への支援活動を聞かせていただいて、Q32のほうで同じルーツというところは1つ項目として必要なのかなと思っていただいて、その辺の表現はまた詳細を確認させていただければと思います。

○委員 ありがとうございます。生活困窮している割合とかメンタルヘルスの状況が悪い割合が、今の設問からだとは分からないのではないかと考えていて、もしかしたら追加されたほうがいいのかと全体として思ったところです。

細かいところはQ10ですけれども、「これまで出産や子育てをしたことがない」というのは、やはり「日本で出産や子育てをしたことがない」と言い換えたほうがいいのかと思いました。

○会長 新しい生活困窮者とかメンタルヘルスについての質問。

○文化・国際課長 すみません、一部聞き取れなかったので、聞き取れた中で御回答差し上げますと、恐らく直接生活困窮度を問うような項目がないという御趣旨の御意見が最初だったと思います。その点に関して、例えば日常生活で困っているものの中で、「食事が合わない」とか「ものの値段が高い」ではなくて、何かこの選択肢の中で1つ加えられれば、生活困窮をどういうふうにここで表現するかはありますけれども、Qの中で一つ足せるのかなと感じました。

Q10のところが聞き取れなかったので、すみません。

○委員 ごめんなさい。最初は、生活困窮だけではなくて、メンタルヘルスのことも聞けたらいいのではないですかというのが1点目でした。

2点目は、Q10で出産、子育ての経験がないというのが、「日本で」と言われたほうがいいのかと思いました。声が小さくてすみません。

○会長 母国と、自身が住んでいる母国を離れた土地と、妊娠、出産のときのいろいろな支援のありようが違うので、大変戸惑われるようですね。外国人留学生をいろいろ世話していて、やはりそれが最大の問題でした。それによって大分違うのではないかと御意見ですが、これは調査票としてどうなんでしょうか。よろしく願いいたします。

○文化・国際課長 分かりました。まず最初に、メンタルヘルスも併せてQの中でメンタルヘルス、生活困窮に関する選択肢を設けさせていただければと思います。

Q10の5で「これまで出産や子育てをしたことがない」だけになっていますので、これに足を足すような形で、日本での出産や子育ての経験がないということを確認されたいと

いうことだったので、それはまた選択肢の中で表現を……。違いますか。

○委員 違います。Q10の5が「これまで出産や子育てをしたことがない」となっているんですけども、例えば御自身の国とかで出産や子育てを経験しても、日本でされていないというのが答える項目がなくて、そうすると1、2、3、4のパーセンテージが下がったように見えてしまうと思うので、5を「日本での出産や子育てをしたことがない」と明記したほうがいいのではないかと思います。

○会長 今、声が聞こえないので、皆さん御意見の中身が全然分かっていないと思います。

○文化・国際課長 すみません、では委員の話をまとめさせていただくと、Q10で、海外での出産や子育て経験はあるけれども、日本では出産、子育て経験がない方を把握する質問の選択肢がないという御趣旨ではないですか。

○委員 ではないです。後で言います。

○会長 私が読み取りますに、今の1、2、3、4という全ての選択肢が一応日本での出産や子育てを前提としているかのような、母子健康手帳とか、言葉が通じないという話になっているんですが、普通、出産、子育てで困ったことはありますかと聞かれたら、自分が産んだとき、つまり、もしかすると母国で産んだときも含むのではないかと御趣旨ですね。それをやはり先に明確にしておいたほうが良いと。その選択肢があったときに、そういう方はちょっと戸惑われるのではないかと御趣旨ですね。「日本で出産や子育てで困ったことはありますか」という質問文にしておけば、そこは心配しないでその人たちだけが答えてくれる。今のままだと、出産、子育てに母国ですごく困った人は、あれ？と思ってしまうのではないかと御趣旨。

○委員 そうです。

○副会長 確かにQ10だけ読むとそういう誤解が生じるかもしれないんですけども、全体的に「日常生活について」という大きな項目があって、その中での質問なので、最初の「日常生活について」は日本での日常生活についてお尋ねしますという大きな前提があれば、その中での質問だったら、多分おっしゃられたようなことは避けられるかなと思います。ただ、確かにこれだけ読むと、今おっしゃられたようなことは出てきてしまうと思うんです。

○委員 調査票のワーディングですけども、言葉をどう書くかという問題で、今、副会長がおっしゃことはそのとおりで、厳密に言ったら、ほかのQにも全部「日本で」とつけ

なきやいけなくなるという話になってしまいますが、でも、それを踏まえても、多少なりとも誤解が生じやすいところは、外国人の方向けの調査ですので、やはりQ10の5は「日本では」を入れたほうが無難だと思います。もうテクニク的なことですが、もちろん全部日本での、今の世田谷での日常生活についての質問で、それを分かった上で回答してくださるとは思うんですけれども、ちょっとでも誤解が生じやすいところはなるべく潰しておいたほうが調査票としてはいいので、Q10の5には「日本では」と入れたほうがベターかなという感じはします。

○副会長 でも、そうすると、ほかの質問もそういうのは出てこないですか。例えばQ11とかは大丈夫ですか。

○委員 ほかに誤解が生じやすいところがあればそうなんですけれども、ざっと見て、あまりそれは思わなかったです。

○会長 何かいろいろ御意見が出ていましたが、どうでしょうか。今のことは御検討いただくということによろしいですか。

まずちょっとだけ言いますと、出産、子育てで困ったことといったとき、女性の人ですと、まず大量出血とか、命が危うかったとか、死産だったとか、本当にトラウマになるような経験なんですよ。そういうことについて聞かれているときに、日本か日本じゃないかということで区別しないで、まず、大変だったんだ、あのときはとなっちゃうかなというのがあるから、それについては「日本では」と書いておいたほうが……。そういうことを聞いているのではないですよ、人生の中でそれがどれだけ大変だったかという話ではなくて、日本における妊娠、出産、子育てが制度的に大変かどうかを聞いているのだというのが分かるということで、すみません、勝手なことを申し上げました。今お答えいただきありがとうございましたのを私が遮ってしまったので、すみません、お願いします。

○文化・国際課長 特にQ10の質問の限定の仕方と選択肢の足の設け方について確認して、また部会長と御相談させていただきます。ありがとうございます。

○委員 資料2-1の5ページ、Q7の「日常生活で困ってることはありますか」という選択肢ですが、ここにパートナーの関係で困っているという選択肢がないのがちょっと気になったんです。例えばDVとかも含むかもしれないし、あと同性カップルとかももしかしたらあるかもしれないし、そういう家庭内のパートナーとか。子育てについては出産、子育てがあるんですが、パートナー関係の困り事についての選択肢がないのはどうしてかということをお聞きしたいです。

○文化・国際課長 ありがとうございます。今御指摘の質問は、こちらでは最初想定していなかったのですが、入れます。ほかの御意見もいただいていますので、順番を工夫しながら入れたいと思います。

○委員 資料2-1の16ページですけれども、Q33で「あなた（あなたの世帯）は自治会・町会に入っていますか」と、Q34で「あなたは仕事や学校以外で何らかの団体（自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど）に入っていますか」ということは、仕事や学校以外で何らかの団体、例えばコミュニティやグループなどに入っていますかということを知りたいということでしょうか。

私は玉川地域に住んでいます。ほかの地域は存じ上げませんが、玉川地域は割合と、一戸建てで建てて外国の方が居住にいらっしゃる場合、例えば自治会・町会に入っていた所有者が住んでいたところに3軒4軒住宅が建って、そこへ外国の方がお入りになる場合が結構あります。そうすると町会・自治会には大抵お入りにならないというか、説明がないから分からないのではないかと話題がついせんだってあったんです。

それで、割合と海外へ赴任して今住んでいる人たちもいるので、何か手伝えることがあれば手伝うし、地震があったときにどこへ逃げたらいいかも教えてあげたいという話が出ました。そのときに町会・自治会に入ってもらえたらいいんですけども、そういう説明をするのもちょっと難しい。でも、そういう努力はしなければという話で最終的には落ち着いたんです。

ただ、日本人は「自治会・町会」でも分かるんですけども、これでお分かりになるのでしょうか。Q33はもう入っていないのかで分かると思うんですけど、入り方が分からないので。ただ、下のところでコミュニティやグループという言葉が出てきて、多分説明すると、町会・自治会はコミュニティという言い方をそのときの話題では話をしていたんです。そうすると、ここで読み取るのがちょっと難しいかなと。

お聞きになりたいことは十分に理解しているつもりですが、外国の方にはちょっと難しいかなというのと、この情報は、町会・自治会の加入率が減っていますので、そこへ入っていただくとか、それから、何かのときに情報を伝える手段としても、行政サービスのほうでも必要になるし、1つのツールになるのではないかとということもあって、大事なところかなと思いましたので、ちょっとまちの中でそういう話が出ていますということでお伝えをいたします。

○会長 基本的には、こういうワーディングでいいのかということですね。大事な調査項

目ですけれども、自治会・町会という言葉が分からない場合もあるし、コミュニティやグループと違うということが分からず、逆に混乱させてしまうのではないかを含めて、これをうまく調査できるかという御質問です。いかがでしょう。

○文化・国際課長 ありがとうございます。今の御指摘は非常に貴重な点だと思っていて、我々も、自治会・町会に入っているか入っていないかをまず先にしっかり聞きたい。ただ、解説なしでは難しいと思いますので、単語の定義、自治会・町会の定義をこの下に補足するような形で調査も工夫したいと思います。

○副会長 前回の部会のときにこの用語はもう出ていましたか。

○事務局 最初からありました。前回も同じです。

○副会長 今見ると、「以外」で「除く」で否定の否定になっていますね。やさしい日本語だと二重否定はなるべく使わないというルールがあるんですけども、そもそもそこが難しいかなというのが1つ。

あと、自治会・町会の定義の問題もあるんですけども、コミュニティも結構受け止め方の違いがあるので、この用語は再度検討していただいたほうがいいかなと思いました。

○会長 どうもありがとうございました。

○委員 同じQ34の(A)「あなたが参加しているコミュニティやグループについて教えてください」を尋ねる目的は何か少しお聞きしたいと思います。と申しますのは、前回調査結果を見ますと区で活動している団体にかぎらない回答があり、区が把握したい内容と回答する側のずれがあるのかもしれないと思い、確認させていただければと存じます。

○事務局 ありがとうございます。これは前回調査でも同じ項目がそのまま入っていて、今回も踏襲しているような状況ですけれども、こちらは「交流活動について」という項目でやっていて、やはり外国人の方で自治会とかに入っていると、学校とか、何かしらに属している人は孤立しないだろうという考えがありますので、とにかくどこか団体に入っていれば孤立はしていないだろうというところを知りたいということで、いろいろな団体に入っていれば大丈夫かなというところを確認したいという意味で、毎回経年で調査しているような状況になっています。

○委員 ありがとうございます。回答において細かいグループ名まで記述してもらうのは答える側が大変なのではないかと思い、お尋ねした次第です。どこか参加しているかを把握したいのならば、Q34だけでも問題ないかもしれません。次回以降、少し御検討いただければと思います。

○会長 今回のことはよろしいでしょうか。御検討いただければと思います。

大変申し訳ないんですが、時間が大分押してしまして先に進まなければならないんですが、今月で決まってしまうみたいなので、御意見を今どうしても言っておかないとということがありましたらお願いします。

そうしましたら、本当に後で思いついたらメールする。よろしいですね。ここはこうじゃなきゃということがあったら、決まってしまうと思いますので、ぜひメールしてください。

それでは、協議事項(2)はこれで終わりにしたいと思います。

報告事項(1)に進みます。

まず(1)は、「これからの国際交流のあり方」の見直し検討状況について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 これからの「国際交流のあり方」の見直し検討状況について説明いたします。

時間がないので、かなりはしよらせていただきます。主旨を御覧いただきまして、こちらは、区では平成30年度に、在住外国人の増加や東京2020大会の開催を契機とした区民の国際化機運の高まりとグローバル化の進展を踏まえて、「これからの国際交流のあり方」というものを策定しました。

ただ、策定以降、コロナ禍による事業の休止期間とか、手法がオンラインとかDX化とか、コロナ禍を経ていろいろ変わってきたというのがございますので、時代に即した事業の実施手法や今日的な論点を加えまして、今回、こちらの「あり方」を見直しまして、新たな区の国際交流の取組方針をまとめることにしてございます。

経緯については、お時間がないので御覧いただければと思います。

3の主な検討の視点・内容について御説明いたします。4点挙げておりまして、(1)、姉妹都市であるカナダ・ウィニペグ市、オーストリア・ウィーン市・ドゥブリング区、オーストラリア・バンバリー市との包括的な交流の推進を強化し、より一層の絆を深めてまいります。

続いて、(2)として「テーマ型交流」の拡充を掲げ、現在、音楽交流を中心として覚書を締結している台湾高雄市との交流を例に、姉妹都市との包括的な交流に限らず、簡易な方式で、双方にとって負担の少ない形で各所管課が様々な交流に取り組み、新たな交流先都市の検討や新しい交流手法を検討し、文化・国際課がその交流を後方支援する仕組みを構築していきます。

続いて(3)は、クロッシングせたがやを中心とした国際交流等に関する情報発信、国内で活動する国際交流団体の活動支援、交流の担い手育成を通じた地域での交流推進や、国際交流センターの充実を掲げまして、(4)として区内にある6つの大使館等を通じた交流の拡充や地域での市民交流を図ることで交流強化を図ることとしております。

いずれも、こちらの「あり方」は国際交流を主眼として作成することとしておりまして、4の今後のスケジュールに示しておりますとおり、庁内の国際化推進協議会、国際化推進委員会を経まして、次年度の6月に開催予定の本審議会において、「あり方」の見直し案の報告をさせていただきたいと考えております。

簡単ですが、「これからの国際交流のあり方」の見直し検討状況についての説明を終了いたします。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。それではすみません、急がせていただきます。報告事項(2)に進ませていただきます。

報告事項(2)は、世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者の選定結果についてです。

このことについて事務局から説明をお願いします。

○事務局 御報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、私から資料4、世田谷区立男女共同参画センター運営委託事業者の選定結果について報告させていただきます。

主旨は御覧のとおりですけれども、区立男女共同参画センターの運営業務を委託するに当たりまして、プロポーザル方式による公募を実施し、昨年12月上旬、運営事業者の候補者を選定しましたので報告でございます。

対象施設は「らぷらす」でございまして、その3階から5階の施設が所在地になってございます。

運営委託事業者ですけれども、社会福祉法人共生会 SHOWAは、現在も委託をしている事業所を選定させていただいてございます。

4の履行期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日の3年間としてございます。

続きまして、業務内容ですけれども、御覧のとおり、全ての方が性別に関わりなく自分らしく生き生きと暮らすことができる社会を目指した事業を推進しまして、男女共同参画

の視点から課題を解決するための実践的な取組としまして、講座・研修、相談、居場所、情報提供・収集、活動の場、これらを中心に、それらを有機的に連携させながら事業展開するといった事業内容となっております。

6の選定方法、経過ですけれども、御覧のとおり、令和7年9月19日の公告を皮切りに、参加表明書締切り、企画提案書提出締切り、書類審査、12月3日にヒアリングによる審査をしてございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、選定委員会の構成でございます。会長に委員長をしていただきまして、委員長以下8名の選定委員で選定したところでございます。

(3)評価項目につきましては、①実施に必要な内容についての理解度等、②企画提案能力、③業務を安定的に遂行する能力、④積算金額及び内容の妥当性、⑤ヒアリングにおける説明内容の明確性、的確性、実現の可能性を評価項目にしまして、7の審査・選定結果は、こちらの書類審査、プレゼンテーション調査を行いまして、御覧のと通りの点数となっております。合格基準は満点の60%以上の得点ということで、今回の社会福祉法人共生会SHOWAは1303点と、78.7%をクリアしておりますので選定されたところでございます。

主な選定理由ですけれども、一番上で、現行プラン後期計画における基本目標ごとの課題を的確に捉え、明確に方策を示し、課題解決に向けて着実に取り組むことができる。

また、男女共同参画センターが、区の男女共同参画の拠点として、講座、相談、情報提供を総合的に行う独自性を明確に示しており、単独ではなく地域の多様な主体と連携して課題解決を図ろうとする姿勢、また、中間支援組織（地域のハブ）として団体間のネットワークの促進とか協働事業の推進を行うなど、具体的な取組を示している点が評価できる。

このようなところが選定理由となりまして、令和8年4月1日からでございますけれども、男女共同参画センター「らぷらす」の結果について御報告させていただきました。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○副会長 御説明ありがとうございました。この公募で応募してきたのは、この1団体のみで、基準点を超えたので決定という理解でよろしいですか。

○事務局 ありがとうございます。すみません、ちょっと割愛させていただいたところもございまして、御説明させていただきます。参加表明の締切りで応募が2事業者ございました。こちらを所管で書類を確認させていただきまして、それが基準のプロポーザルの参加資格要件に一部満たなかった点がございまして、そこを除いた提出事業者ということで1事業者の選定になりました。

○会長 どうもありがとうございました。今の御説明でよろしいですか。

○副会長 はい。ありがとうございました。

○会長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、もう一つの報告事項(3)に進ませていただきます。

報告事項(3)は、「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の集計結果についてです。

このことについて事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 御報告させていただきます。

まず、こちらの主旨ですけれども、本調査は、世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画に基づき、男女共同参画社会の実施に向けた施策を推進するために、区内企業の実態や課題、また、ニーズを把握することを目的に、5年ごとに実施しているものでございます。前回は令和2年度に実施してございます。

2の調査概要でございます。調査は、区内に所在がある従業員20人以上の全事業所2662件、こちらは総務省統計局の事業所母集団データベースから集計しておりまして、調査方法は郵送及びウェブフォームによる回答の回収を令和7年8月25日から9月12日まで約3週間実施しました。その中で期間中、督促令状を1回送付してございます。

3の調査項目は、御覧のとおりですけれども、本調査は経年比較を基本とした調査ですけれども、今回、新たな最新法令に説明文を更新したほか、女性の雇用管理状況等の項目の中で、女性の活躍推進に関連した認定制度の認知度、また、男女の賃金格差の差異の公表状況、女性の健康課題への対応状況等の説明を新たに追加してございます。

4の回収結果は御覧のとおりとなっております。前回は16.2%でしたが、今回は18.6%ということで、約2.5%程度上昇したところでございます。

裏面に移りまして集計結果です。集計結果は、小さくて申し訳ありませんが、資料5-2が速報版ということで、今、最後の調整とか分析を進めているところですが、こちらも参考に後ほどお時間があるときに見ていただきまして、今回、私からは、男女共同参画プ

ラン後期計画に沿いまして、集計結果のポイントを何点か御紹介させていただきます。

まず、基本目標Ⅰ「あらゆる分野における女性活躍推進」という点では、女性管理職、これは係長級相当職以上の職員も含んでおりますが、これを有する事業者は70.1%となっております。平成27年度以降、増加傾向が続いている状況になってございます。ちなみに、前々回は51.5%、前回は64.7%。

続きまして、管理職に占める女性の割合は24.5%。こちらは経年的には上昇しているものの、依然として3割には達していない状況でございました。

基本目標Ⅱです。「ワーク・ライフ・バランスの着実な推進」で、ワーク・ライフ・バランス充実のために重要と考える取組は、「仕事の見直しや長時間労働の削減」が54.7%と最も高い。これは昨年、前回調査も同じだったかなと思っております。

男性の育児休業取得率は67.3%と大幅に上昇しています。これは前々回3.2%、前回13.7%から大幅上昇といった結果になってございます。

そして基本目標Ⅲ「暴力やハラスメントのない社会の構築」は、ハラスメントが起きたときに対応が困難と感ずることについて、「どこまでがハラスメントに該当するか、線引きが難しい」といった回答が約7割を占めてございました。

基本目標Ⅳ「多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築」は、職場における性的マイノリティへの配慮の取組状況について実施している取組は2割前後にとどまる。また、取組は従業員規模が大きい事業所ほど進んでいる。当然のことなのかもしれませんが、実際もこういった結果が出ているといった状況でございます。

そして今回、新規に設問を設けたところを御紹介させていただきます。

まず、「認定制度の認知・取得状況について」は、えるぼし、くるみん等の認定制度は認知度に比べて取得率が低い。

また、「女性活躍推進法に基づく男女の賃金格差の差異の公表について」は、男女の賃金格差の差異を公表している事業所は、業態により差はありますけれども限定的であり、公表している事業所は2割に満たないといった状況でございました。

また、「生理休暇等女性の健康課題への対応について」は記述式での回答となっておりますが、生理休暇の取得率は極めて低く、有給休暇等での対応や、各自に任せているといった回答もございました。また、女性特有の健康課題の配慮は、産休、育休など法定制度を中心とした取組が主となっているという状況でございます。

最後、今後のスケジュールの予定でございます。これをいま一度精査しまして、2月下

旬を目途に調査報告書を完成させまして、3月初旬以降、調査報告書の配布、ホームページに公開する予定でございます。また冊子が出来上がりましたらお配りさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

報告は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。お時間がなくて大変申し訳ないんですが、いろいろ面白い結果が出ていると思いますので、御覧になって、また御意見等をメール等でいただきたいと思えます。今ございませんか。

なければ、これでこの報告事項は終わらせていただきます。

それでは、本日の予定案件は終了いたしました。全体を通じて御質問等ありましたらお願いいたします。

それでは、これで終わらせていただきますが、今後の進行は事務局に戻させていただきます。

○人権・男女協働参画課長 会長、委員の皆様方、活発な御意見ありがとうございました。

それでは、ちょうどお時間でございます。最後、駆け足になってしまった部分がございますので、もしほかにございましたら、ぜひメール等、事務局まで御意見をお寄せいただければありがたく存じます。

それでは、最後に改選につきまして御案内させていただきます。

現在、委員を務めていらっしゃる皆様におかれましては、令和6年5月31日から令和8年5月30日までの2年間の任期となっております。今後、改選に向けた準備をさせていただきますので、こちらにつきましても何とぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ちょっとお時間を過ぎましたけれども、令和7年度第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会を閉会とさせていただきます。本日は皆様、どうもありがとうございました。

午後5時3分閉会